

○ 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年^{内閣府}農林水産省^{農林水産省}令第三号）

改 正 案				現 行			
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。以下同じ。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。				（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。以下同じ。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。			
第二区分	（略）	（略）	（略）	自己資本の充実の状況に係る区分	（略）	（略）	命令
率	单体自己資本比率	次各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	七 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第	率	单体自己資本比率	次各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	七 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第
未満	二パーセント以上四パーセント未満	一〇六（略）		未満	二パーセント以上四パーセント未満	一〇六（略）	

	(略)	(略)	(略)	七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
2	(略)	(略)	(略)	法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。
分	(略)	(略)	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分
第二区分	(略)	(略)	(略)	命令
連結自己資本比率	率	次	各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	
二パーセント以上四パーセント未満	二パーセント以上四パーセント未満	一	八 (略)	
九	法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に			

	(略)	(略)	(略)	七項若しくは第八項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
2	(略)	(略)	(略)	法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。
分	(略)	(略)	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分
第二区分	(略)	(略)	(略)	命令
連結自己資本比率	率	次	各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	
二パーセント以上四パーセント未満	二パーセント以上四パーセント未満	一	八 (略)	
九	法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に			

3・4 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)
3・4 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項若しくは第八項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)